



確認を怠った県は損害賠償を命じられたのである。実は、このように、別居親と子どもを引き離すため根拠の不確かなるDVが突如、持ち出されるケースが近年問題となつている。

「Cさんと娘さんもそのケースだと考えています」(同)

そのためか、名古屋地裁の判決も、  
相手親と子供の関係を絶つたための手段として悪用される事例が問題化している。弊害の多い現行制度は改善されるべきだ)

と、制度の弊害の指摘にまで踏み込んでいるのである。

訴訟はその後、妻も県本控訴し、Cさんが娘に会うる見通しは今のところない。Cさんは言う。

「娘がいなくなつた日、私はショックで一睡も出来ませんでした。それ以後、仕事をしていくも、突然、涙

「翌日、夫の家へ息子を迎えて行くと留守でした。ドアに私宛の手紙が貼つてあって、開封すると次のよう に書いてありました。『当分の間旅行に行きます。この家には二度と近づくな!』って。それ以降、夫からは連絡を絶たれてしまった」

息子を奪われたまま、逃げられてしまつたのである。

「次に息子に会えたのは4ヵ月後です。弁護士が連絡し、一緒に夫の家を訪ねた時、最初は父親の目を気にして近づかなかつた息子が読み終わつて抱き締めようとした時に、夫に抱きかかえられて連れて行かれてしまひました。その時、息子は、しまつた」という顔をしたのです

日本独特の  
このような夫婦の悲劇を  
生まないようにするため、  
今、単独親権制度に再検討  
が加えられているのである。  
それでもちろん、夫婦だけ  
でなく、間に挟まつた子  
どもにとつても、不幸は同  
様である。  
「離婚して親権を得た側は  
その後も別居親に面会をさせ  
ない、あるいは、極端に制限を  
する傾向が強い」  
とは先の上野弁護士。  
「つまり、引き離しによつて、  
子どもはもう片方の親  
からの愛情を受ける機会を失  
しているのです。またも開  
費用や養育費の支払いも遅  
らせるようになる。子どもた  
の将来にどれだけ影響を与  
えることか」

Bさんはその表情が忘れられなかつた。  
「この子に私と夫の争いを見せることがかわいそうに思えてきて結局、その後の裁判をやめました」  
「子どもと毎月会わせる」との合意の下、離婚は成立、親権は父親のものとなつた。  
ところが、だ。  
「合意書があるにもかかわらず、それはすべて反故にされた。以来、十数年、私は息子に会わせてもらえないまま。思いが募り、精神的にボロボロの状況になりました」  
Bさんが愛息とようやく再会できたのは、息子が18歳になつた時。

## 日本独特の「親権剥奪」

が出てきて集中できなくな  
ることがしばしばありまし  
た。これは僕だけでなく誰

Bさんはその表情が忘れられなかつた。  
「この子に私と夫の争いを見せることがかわいそうに思えてきて結局、その後の裁判をやめました」  
「子どもと毎月会わせる」との合意の下、離婚は成立、親権は父親のものとなつた。  
ところが、だ。  
「合意書があるにもかかわらず、それはすべて反故にされた。以来、十数年、私は息子に会わせてもらえないまま。思いが募り、精神的にボロボロの状況になりました」  
Bさんが愛息とようやく再会できたのは、息子が18歳になつた時。

にでも起りうる問題。引き裂かれる親子をはやくなくして欲しい」

「大きくなつたね。」と言つて頭を撫でようとしたら、  
「やめてください」と真顔で嫌がられました」  
その間、父は息子に、「母の不実」をさんざん吹き込んでいた。  
空白の十数年の間、母子の絆は完全に断たれていた。

DV捏造し

実際、こうした事例の頻発を示すデータがある。

近年、子どもとの面会交流や子どもの引渡しを求め、親権を持たない親が家裁への審判・調停を申し立てるケースが増加。2017年度は1万8748件で、10年間で倍以上に増加しているのだ。離婚後、非親権者が子どもと会わせてもらえず、争いを起こす——データはそんな現実の多さを物語っているのだ。

統いての例も衝撃的である。

今年の4月、名古屋地裁で下された異例の判決。(虚偽DV見逃しは違法)(産

一方の親は必ず親権を剥奪されるという国は日本だけです」  
実際、アメリカ、イギリス、ドイツなどの国が共同で親権に近い制度を採用している。  
「現在の日本社会では、女性の就業、社会への参加が不可欠となっています。社会と家庭はコインの裏表。社会だけ男女共同参画を実現させて、家庭については役割がそのままというのはありえない。男女が平等にならなくてはなりません」と、高橋は3年前に「モラハラ騒動」に見舞われ、三船美佳と離婚した。問には、現在14歳となる娘がいるが、三

「共同親権だつたら、夫婦で子どもを奪い合うことにはならなかつた。どちらが育てるにしろ面会は統いていただろうし、息子との関係がこんなに冷え切ることなかつたと思ひます」

## 面会阻止

（新聞5月8日付）と大きく報じられた裁判の原告は、愛知県在住の40代の男性公務員・Cさんである。

結婚し、2007年に長女をもうけたCさんに悪夢が訪れたのは、12年の年の瀬のこと。勤務先から帰宅したところ、家のなかが真っ暗。電気を点けると家財道具がなくなり、しかも妻と娘がいなかつた。

お決まりの連れ去りから別居が始まつた。娘に会いたいCさんは、裁判所に調停を申し立て、面会交流が認められた。

しかし、である。

「離婚とは夫婦が婚姻関係を解消すること。それによって、子どもが父母に自由に会える権利を奪ってはならないと思います」  
と当の高橋が言う。

「共同親権とは親の権利や都合に振り回されることなく子どもが両親に自由に会つ権利だと考えています。子どもへのDVや虐待は言語道断ですが、離婚をきっかけとして親子の間に司法が入り面会を制限するといふ社会は健全なのでしょうか。国の自殺行為だと感じます。ある父子家庭の女の子がこんなことを言つたのが印象的です。まずは人間性があつて、そこに法律が寄り添う。法律に人間しさが織られてはいけないよ

ね」

来年に向け、「親権」を巡る議論は活発化するだろう。どんな結論が出るにせよ、どんなんと法の本質が見出せるような論戦を期待したい。

裁判所の決定があるのに、笑さんはCさんに娘との面会を拒んだ。さらに、2年前には「別居前にCさんか暴力を受けていた」とし、DVの被害届を警察に提出した。が、警察は調べもせずにこれを鵜呑みにしたという。

「娘さんの居所がわからなくなつたCさんは仕方なく住民票を取ろうとしたんで、しかし、警察から、「CさんはDV加害者」との意見を聞いていた行政がDV防止法に基づく「支援措置」を取り、取得をプロツクしたため、居場所すらわからなくなってしまった」

（同）